

令和6年
4月号

広報おいひめ

足利警察署
43-0110
織姫交番
21-2658

春の交通安全市民総ぐるみ運動

～マナーアップ!あなたが主役です～

令和6年4月6日(土)から15日(月)までの10日間

【運動の重点】

1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

新学期が始まる春、こどもの交通事故が多発しています。横断歩道では、必ず止まり、右と左をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。こどもに限らず、歩行者の違反による交通事故も多発しています。信号無視は絶対にダメ!走行する車の直前・直後の横断はやめましょう。

2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者の横断を妨げないようにしましょう。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

3. 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車・電動キックボード等の交通事故では頭部を負傷することが多く、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて高くなっています。自転車・電動キックボード等の利用者は、必ずヘルメットを着用しましょう。

自転車指導啓発重点地区・路線

重点地区・路線は、自転車の通行量・自転車関連の交通事故発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて選定しています。

各警察署が選定している地区や路線は、県警ホームページでご確認ください。



統一行動日

- 8日(月)「自転車マナーアップ」強化の日
- 10日(水)交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
- 12日(金)「飲酒運転根絶」強化の日
- 13日(土)「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日